

島根原子力発電所 放射性廃棄物、使用済燃料及び
クリアランス対象物の管理状況（２０２６年６月）

１．放射性気体廃棄物

単位：Bq

		放射性希ガス	放射性よう素（ ^{131}I ）
原子炉施設合計		※１ N D	※２ N D
号機別 内 訳	１号機	※１ N D	※２ N D
	２号機	※１ N D	※２ N D
年間放出管理目標値		4.0×10^{14}	2.2×10^{10}
サイトバンカ建物		—	※２ N D

放射性気体廃棄物の放出放射エネルギー（Bq）は、排気中の放射性物質濃度（Bq／ cm^3 ）に排気量（ cm^3 ）を乗じて求めている。

なお、検出下限値未満の場合は「ND」と記載している。

※１ ND：検出下限値（ $2 \times 10^{-2} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ ）未満

※２ ND：検出下限値（ $7 \times 10^{-9} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ ）未満

２．放射性液体廃棄物

単位：Bq

		トリチウムを除く	トリチウム	トリチウム (年度積算値)
原子炉施設合計※５		※３ N D	1.3×10^{10}	4.0×10^{10}
放水口 別内訳	１号放水路	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
	２号放水路	※３ N D	1.3×10^{10}	4.0×10^{10}
年間放出管理目標値		3.7×10^{10}	—	※４ 3.7×10^{12}

放射性液体廃棄物の放出放射エネルギー（Bq）は、排気中の放射性物質濃度（Bq／ cm^3 ）に排気量（ cm^3 ）を乗じて求めている。

なお、検出下限値未満の場合は「ND」と記載している。

※３ ND：検出下限値（ $2 \times 10^{-2} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ ）未満（ ^{60}Co に対する値を代表として示す。）

※４ 年間放出管理の基準値を示す。

※５ 原子炉施設の合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある。

３．放射性固体廃棄物（運転中）

ドラム缶発生量（本）	385
その他の種類の発生量（本相当）	0
ドラム缶保管量（本）	※６ 35,653
その他の種類の保管量（本相当）	※７ 2,010
焼却灰発生量（本）	9

※６ 当月中焼却量（95本）、ドラム缶減容処理量（143本）及び低レベル放射性廃棄物埋設センター搬出量（1,136本）を差し引いた数値。前月保管量（36,642本）

※７ 当月中雑物焼却量（0本相当）及び雑物減容処理量（0本相当）を差し引いた数値。前月保管量（2,010本相当）

なお、容積換算による端数処理の関係で発生および焼却、減容処理の実績が無い場合であっても前月保管量と一致しない場合がある。

4. 放射性固体廃棄物（廃止措置中）

ドラム缶発生量（本）		6
その他の種類の発生量（本相当）		0
ドラム缶保管量（本）	※8	8 5 9
その他の種類の保管量（本相当）	※9	2 3

※8 当月中焼却量（1本）、ドラム缶減容処理量（0本）を差し引いた数値。
前月保管量（8 5 4本）

※9 当月中雑物焼却量（0本相当）及び雑物減容処理量（0本相当）を差し引いた数値。
前月保管量（2 3本相当）

5. 放射性固体廃棄物（合計）

ドラム缶発生量（本）		3 9 1
その他の種類の発生量（本相当）	※10	0
ドラム缶保管量（本）	※11	3 6, 5 1 2
その他の種類の保管量（本相当）	※12	2, 0 3 3
焼却灰発生量（本）		9

※10 容積換算による端数処理の関係で3. 運転中および4. 廃止措置中の合計値と一致しない場合がある。

※11 当月中焼却量（9 6本）、ドラム缶減容処理量（1 4 3本）及び低レベル放射性廃棄物埋設センター搬出量（1, 1 3 6本）を差し引いた数値。前月保管量（3 7, 4 9 6本）

※12 当月中雑物焼却量（0本相当）及び雑物減容処理量（0本相当）を差し引いた数値。
前月保管量（2, 0 3 3本相当）

6. 使用済燃料等の保管状況

	1号燃料プール	2号燃料プール	サイトバンカ貯蔵プール
使用済燃料（体）	7 2 2	2, 1 0 4	—
制御棒（本）	2 9	5 8	2 2 4
チャンネルボックス（本）	7 2 2	2, 1 0 4	1, 5 8 2
ポイズンカーテン（本）	1 3	0	1 6 1
中性子検出器（本）	1 7	4 4	4 1 9
燃料支持金具（本）	0	2	2
その他（m ³ ）	—	—	5 6

7. クリアランス対象物(注1)の管理状況

単位：t

対象物の 種類	申請量(注 2) (下段：前月比)	確認量		搬出量		保管量 (①－②)
		今月	累計 (①)	今月	累計 (②)	
確認申請 未申請						

注1 法令に基づき「核燃料物質によって汚染された物でないもの」として、国の確認を受ける物及び確認を受けた物。

注2 当月における確認申請中の累計量。（確認された量を除く）

以 上